

資料3



阿寒湖 地域連絡会議

世界自然遺産 について

環境省 釧路自然環境事務所 次長
中山 隆治



世界遺産条約

(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)

○正式名称 :

Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」

○採択: 1972年11月16日

○発効: 1975年

○締約国数: 188 (2011年11月現在) 我が国は1992年に締結

○概要: 顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を世界遺産一覧表に記載し、国際的な協力・援助体制の下、人類全体の遺産として保護する。



世界遺産とは？

世界遺産

(936件)

文化遺産(725件)

歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する
記念工作物、建造物、遺跡等

自然遺産(183件)

観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有す
る特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物
種の生息地、自然の風景地等

複合遺産(28件)

文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するもの

※件数は2011年11月現在

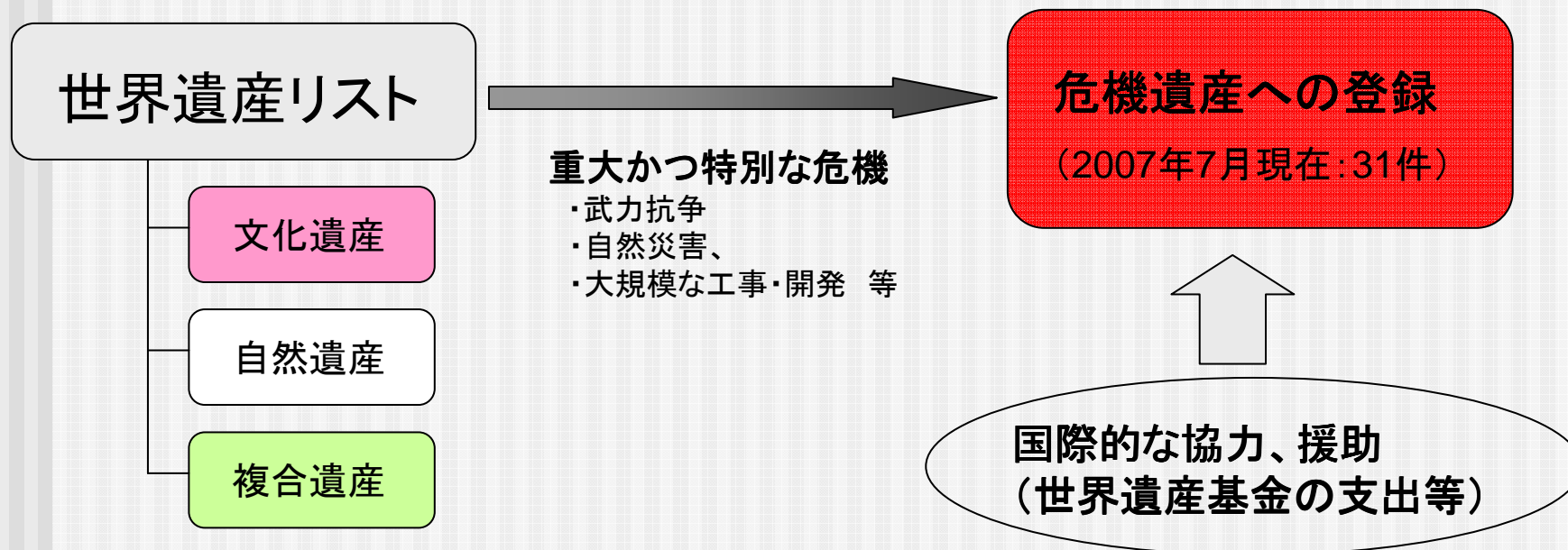


世界遺産の目的

◇世界遺産条約の「本当の目的」

- 世界遺産条約の目的は、「世界遺産リストの作成ではない」。
- 援助を必要としている遺産に対して効果的な国際援助の枠組みを確立することが目的。

→「世界遺産リスト」は、国際援助を迅速に進めるための「事前準備リスト」



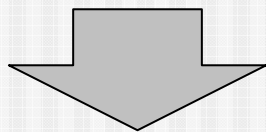
自然遺産の登録状況

■ 締約国1ヶ国あたりの自然遺産は1件以下
0.9件／国(166物件／184国)

■ 全申請のうち、登録されるのは5割

過去5年間で申請48件中、登録は23件(拡張等は除く)

※数字が古いです。

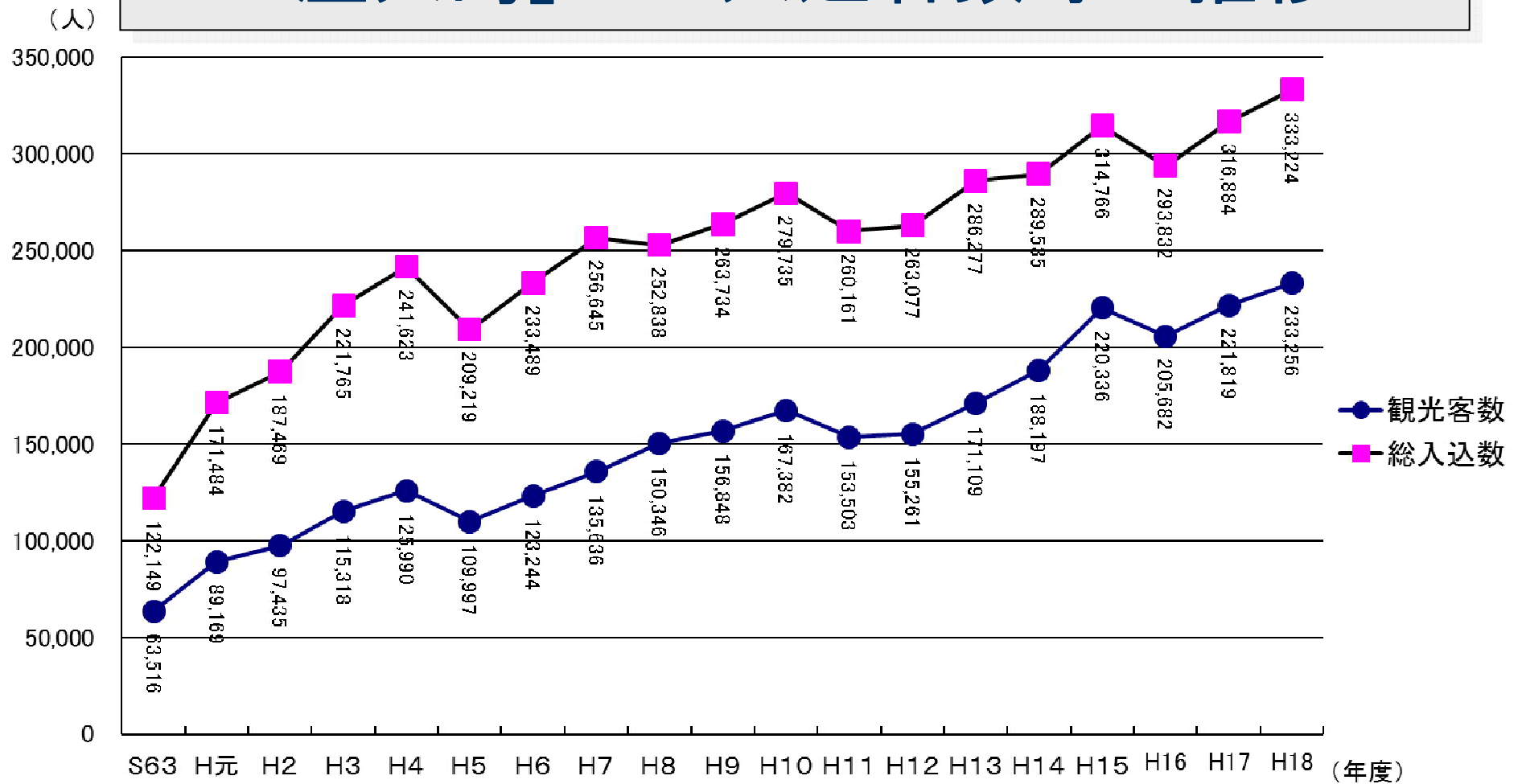


自然遺産の登録には厳しいハードルがある

遺産登録のメリット

- 地域にとっては「ブランド化」「観光客増加」
よりレアなブランドを求める傾向
- 環境省にとっては施策を進めるための名分
政策のパッケージ化、予算の確保

「屋久島」への入込者数等の推移



↑
登録

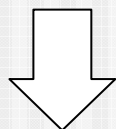
＜観光客数の比較(伸び率)＞

- H5年度～H10年度：1.5倍
- H5年度～H15年度：2.0倍



世界遺産登録までのプロセス

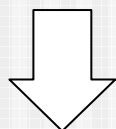
① 締約国政府



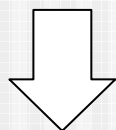
暫定リスト※、推薦書の提出

※推薦を予定している遺産リスト。推薦の1年前までに提出することが求められている。

② 世界遺産委員会(事務局:ユネスコ世界遺産センター)



- ③ 諮問機関
- 文化遺産:ICOMOS(国際記念物遺跡会議)
 - 自然遺産:IUCN(国際自然保護連合)



諮問機関による現地調査・書類審査・評価

④ 世界遺産委員会(年1回開催)

登録の可否が決定

IUCN(国際自然保護連合)とは、

- 独特の世界的な協力関係のもと、1948年に設立された国家、政府機関、非政府機関で構成された国際的な自然保護機関です。
- IUCNは、International Union for Conservation of Nature and Natural Resourcesの略です。
- 84の国々から、111の政府機関、874の非政府機関、35の団体が会員となり(2008年4月現在)、181ヶ国からの約10,000人の科学者、専門家が、独特の世界規模での協力関係を築いている世界最大の自然保護機関です。
- 62の国々に約1,000人のスタッフが駐在。
- 本部は、スイスのグラン



世界遺産として登録されるためには？

■ 世界遺産として、顕著で普遍的な価値を有すること

- 世界遺産条約に基づく「クライテリア（価値基準）」を満たしていること
- 既登録の類似の世界遺産等と比較して、
 - ・評価される価値の独自性が明らかであること（唯一無二の価値を持つこと）
 - ・十分な規模と必要な要素を持っていること

平たく言えば
「世界一」か
どうか？！

■ その価値が将来にわたって守られること

- 法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること **<完全性の証明>**
 - 自然環境保全地域、国立公園等による保護・保全が必須

世界自然遺産のクライテリア

(vii) 景観

…最上級の自然現象、類い希な自然美

(viii) 地形・地質

…地球の歴史の主要な段階の顕著な見本

(ix) 生態系

…進行中の生態・生物学的過程の顕著な見本

(x) 生物多様性

…生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含

上記4つのうち、1つ以上に該当すれば自然遺産として認められる。



我が国の世界遺産

【自然遺産（計4地域）】

- ・屋久島(平成5年12月)
- ・白神山地(平成5年12月)
- ・知床(平成17年7月)
- ・小笠原諸島(平成23年)



<白神山地>

【文化遺産（計12地域）】

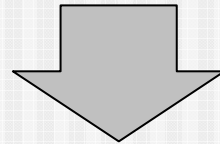
- ・姫路城(平成5年12月)
- ・法隆寺地域の仏教建造物(平成5年12月)
- ・古都京都の文化財(平成6年12月)
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落(平成7年12月)
- ・原爆ドーム(平成8年12月)
- ・巖島神社(平成8年12月)
- ・古都奈良の文化財(平成10年12月)
- ・日光の社寺(平成11年12月)
- ・琉球王国のグスク及び関連遺産群(平成12年12月)
- ・紀伊山地の霊場と参詣道(平成16年7月)
- ・石見銀山遺跡とその文化的景観(平成19年7月)
- ・平泉- 仏国土を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群(平成23年)



<白川郷>

自然遺産の新たな候補地の検討

- 屋久島、白神山地の登録から約10年が経過
 - 国民の関心の高まり
 - 暫定リスト※の事前提出が義務化
- ※5年～10年程度に推薦予定の候補地リスト



H15: 世界自然遺産候補地に関する検討会

世界自然遺産候補地に関する検討会(H15)

① 母集団

自然環境保全地域、国立公園、
森林生態系保護地域、重要生態系400
など

= 自然環境の価値が高い地域

- ・面積的要件
- ・人為的改変度など

② 詳細検討対象地域

(19地域)

全国のデータから
絞り込み

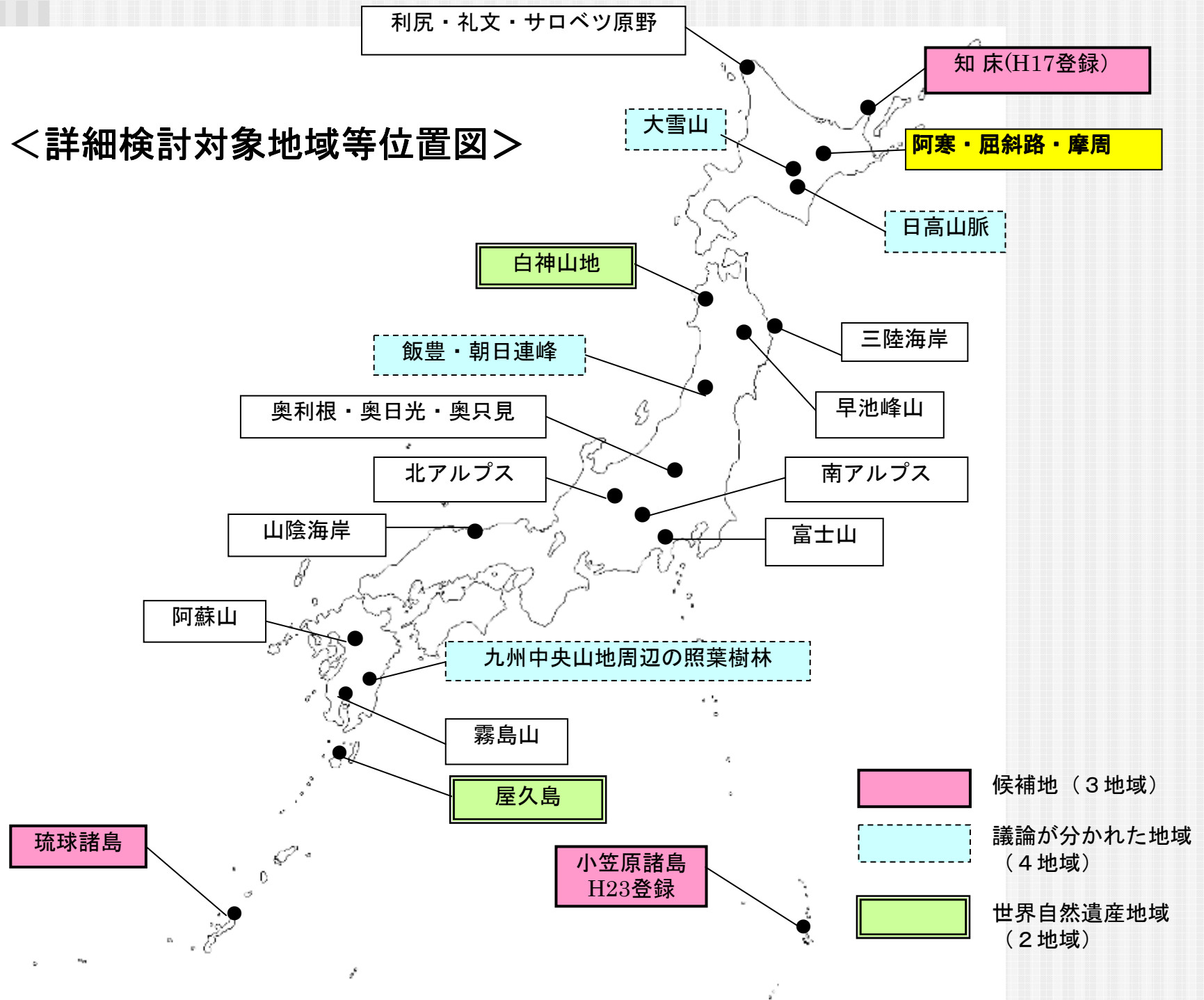
- ・国際的価値
- ・類似遺産の有無など

自然遺産候補地

(3地域)

※一回こっきりの検討／常設機関では無く、常に検討しているわけではない。

< 詳細検討対象地域等位置図 >



自然遺産の新たな候補地（3地域）

「知床」・・・平成17年に世界遺産として登録

- ・海氷が育む豊かな海洋生態系と原始性の高い陸域生態系が連続
- ・国際的希少種であるオオワシ、オジロワシ、シマフクロウなどの重要生息地

「小笠原諸島」・・・平成23年に世界遺産登録

- ・多くの固有種、希少種が生息・生育
- ・特異な島嶼生態系

「琉球諸島」・・・未登録

- ・多様で固有性の亜熱帯生態系、サンゴ礁生態系
- ・優れた陸上、海中景観
- ・絶滅危惧種の生息地

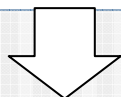
☆この時、阿寒湖は落選！！



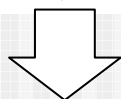
琉球諸島

日本における世界自然遺産の経緯

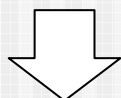
■平成5年：「屋久島」「白神山地」が世界自然遺産として登録



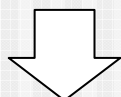
■平成15年：環境省及び林野庁が「知床」「小笠原諸島」「琉球諸島」を世界自然遺産の候補として選定



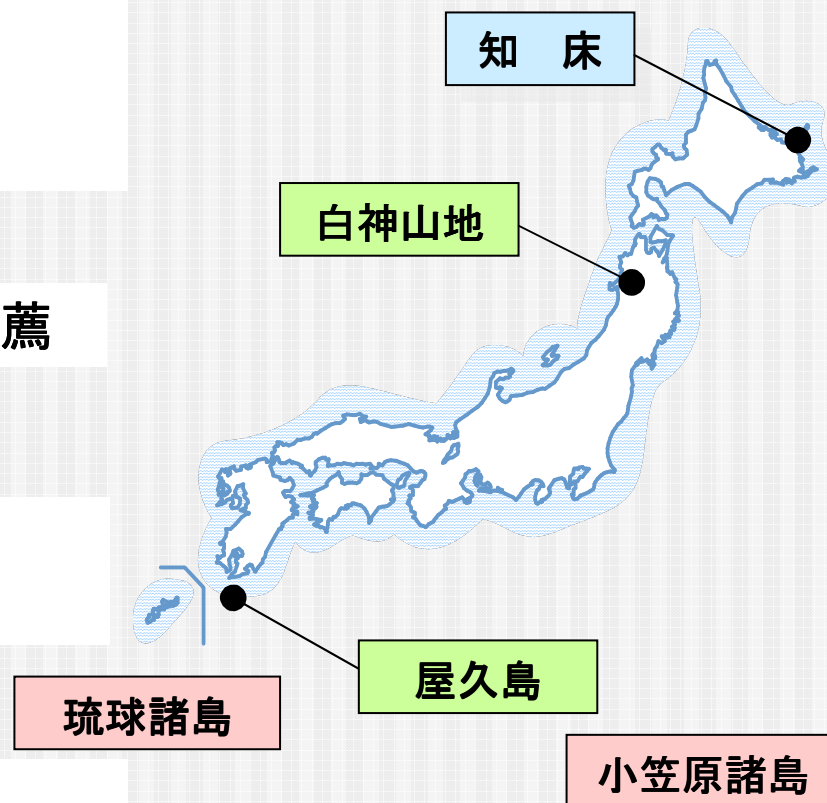
■平成16年 「知床」をユネスコに推薦



■平成17年
「知床」が世界自然遺産として登録



■平成23年
「小笠原」が世界自然遺産として登録



阿寒国立公園

摩周湖



阿寒湖



屈斜路湖

阿寒・屈斜路・摩周

1. 対象

北海道 阿寒・屈斜路・摩周のカルデラ地帯を中心とした周辺地域

4. 該当すると思われるクライテリアとその理由

(i) 世界有数のカルデラ地形が見られる。

(iii) 3つのカルデラ地形を基盤とした、火山と森と湖が織りなす豊かで原始的景観美を有する。しかし、主要地域内に利用施設や集落などが見られ、人為的改変が少なくない。



白神山地 (平成5年 登録)

原生的なブナの森 ~ブナ林の育む生命~

- ・かつて広く分布していたブナ林が大規模に残っている最後の地域
- ・500種以上の植物、14種の中大型哺乳類、84種の鳥類、約2,000種の昆虫類

多種多様な植物や動物が共存した白神山地のブナ林は、森林生態系の博物館



- 青森県(鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村)
秋田県(藤里町)
面積 約17,000ha
- ### 主な保護制度
- ・白神山地自然環境保全地域
 - ・津軽国定公園
 - ・赤石溪流暗門の滝県立自然公園
 - ・きみまち坂藤里峡県立自然公園
 - ・国指定白神山地鳥獣保護区
 - ・白神山地森林生態系保護地域
 - ・特別天然記念物
 - ・天然記念物

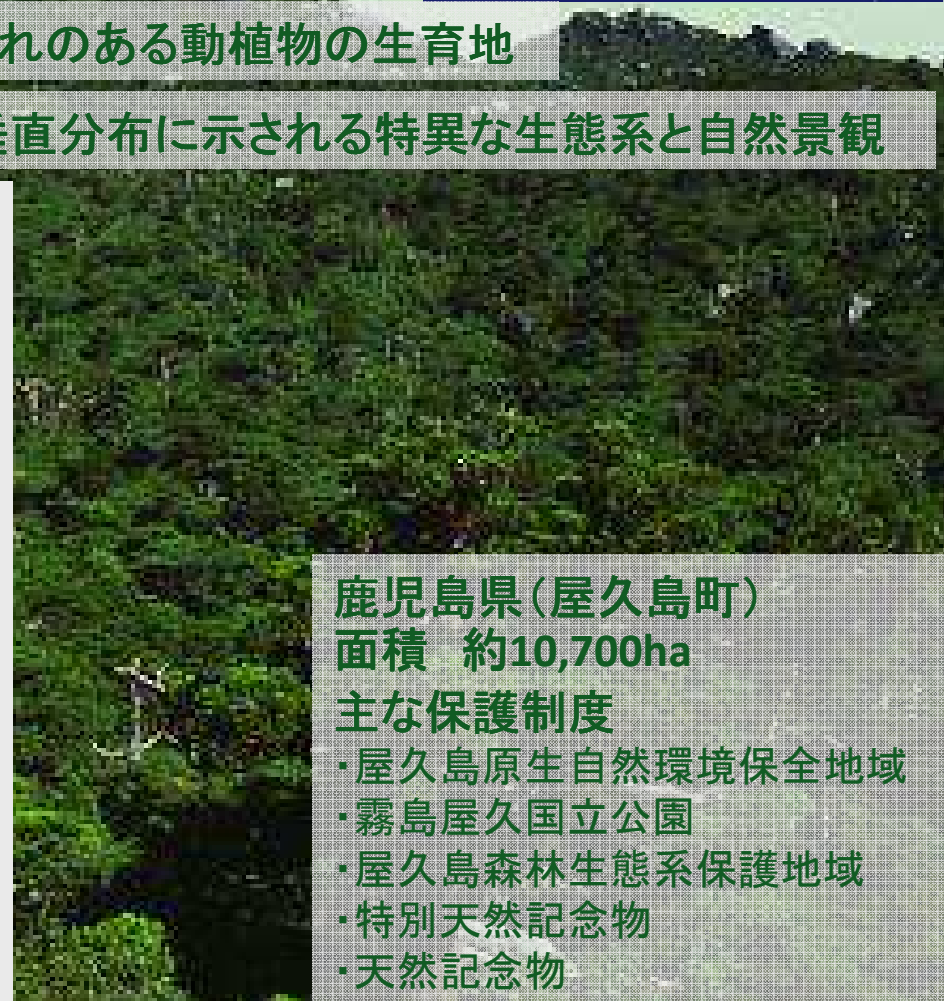
屋久島 (平成5年 登録)

雨に包まれた島 ~亜熱帯から亜高山帯まで~



- ・ヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物の生育地
- ・海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布に示される特異な生態系と自然景観

ひとつの島に凝縮された、日本の自然環境
植生の垂直分布



鹿児島県(屋久島町)
面積 約10,700ha
主な保護制度
 ・屋久島原生自然環境保全地域
 ・霧島屋久国立公園
 ・屋久島森林生態系保護地域
 ・特別天然記念物
 ・天然記念物



自然遺産の候補地

「琉球諸島」

- ・大陸との分離・結合を繰り返した地史を反映した特異な進化
- ・絶滅危惧種の生息地

→絶滅危惧種の生息地保護が課題



ヤンバルクイナ



知床の概要

■ 原生的な自然環境が保全されている数少ない地域。

■ 世界で最も低緯度の季節海氷域に位置。

海氷がもたらす栄養分によってアイス・アルジーなどの植物プランクトンが大量に増殖し、それを出発点とした魚類、鳥類、哺乳類などの食物連鎖は、海―川―森の各生態系にわたるダイナミックな食物連鎖網を形成

■ 北方系と南方系の種が混在するなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種構成、分布がみられる。

■ シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の国際的希少種の重要な繁殖地、越冬地。

■ 海氷や原生的な森林や海岸断崖、森林、湖沼群等の景観が凝縮している。



クライテリア(評価基準)との関係

クライテリア(ii):生態系

世界で最も低緯度に位置する季節海氷域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続することによって複合生態系を形成しており、知床はその仕組みを示す顕著な見本である。



<シマフクロウ>

クライテリア(iv): 生物多様性

知床は北方系と南方系の種が混在するなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種構成、分布がみられる。また、シマフクロウやオオワシ、オジロワシなどの国際的希少種を保全する上で重要な生息地となっている。



類似遺産との比較

知床と同じ生物地理区分もしくは同程度の緯度に位置し、森と海を含む
世界自然遺産の中に知床と同様の価値を有する自然遺産は存在しない



世界遺産推薦のための準備

●地域連絡会議の設置

目的: 知床の世界自然遺産の適正な管理のあり方を検討し、地域の関係機関との連絡・調整を図る

構成機関: 環境省・林野庁・北海道・斜里町・羅臼町

知床の世界自然遺産登録をめざす斜里町民会議

羅臼町知床世界遺産登録推進協議会

斜里第一漁業協同組合・ウトロ漁業協同組合

羅臼漁業協同組合

ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会

●管理計画の策定

目的: 知床の自然環境を将来にわたり適正に規制に保全管理していく。

管理の枠組み:

- ・陸域と海域の一体的な管理。
- ・関係機関、地元自治体等による緊密な連携と地域住民、関係団体の幅広い参加・協力による効果的な管理を推進。



知床の世界自然遺産登録までの経緯

<平成16年>

1月 「知床」の推薦を政府として決定し、推薦書を提出



7月 世界遺産委員会の諮問機関(IUCN)による現地調査



8月 IUCNからの追加質問⇒9月 回答



12月 新規推薦物件の評価についてIUCN専門家パネルにより討議



<平成17年>

2月 IUCNからの追加質問⇒3月 回答



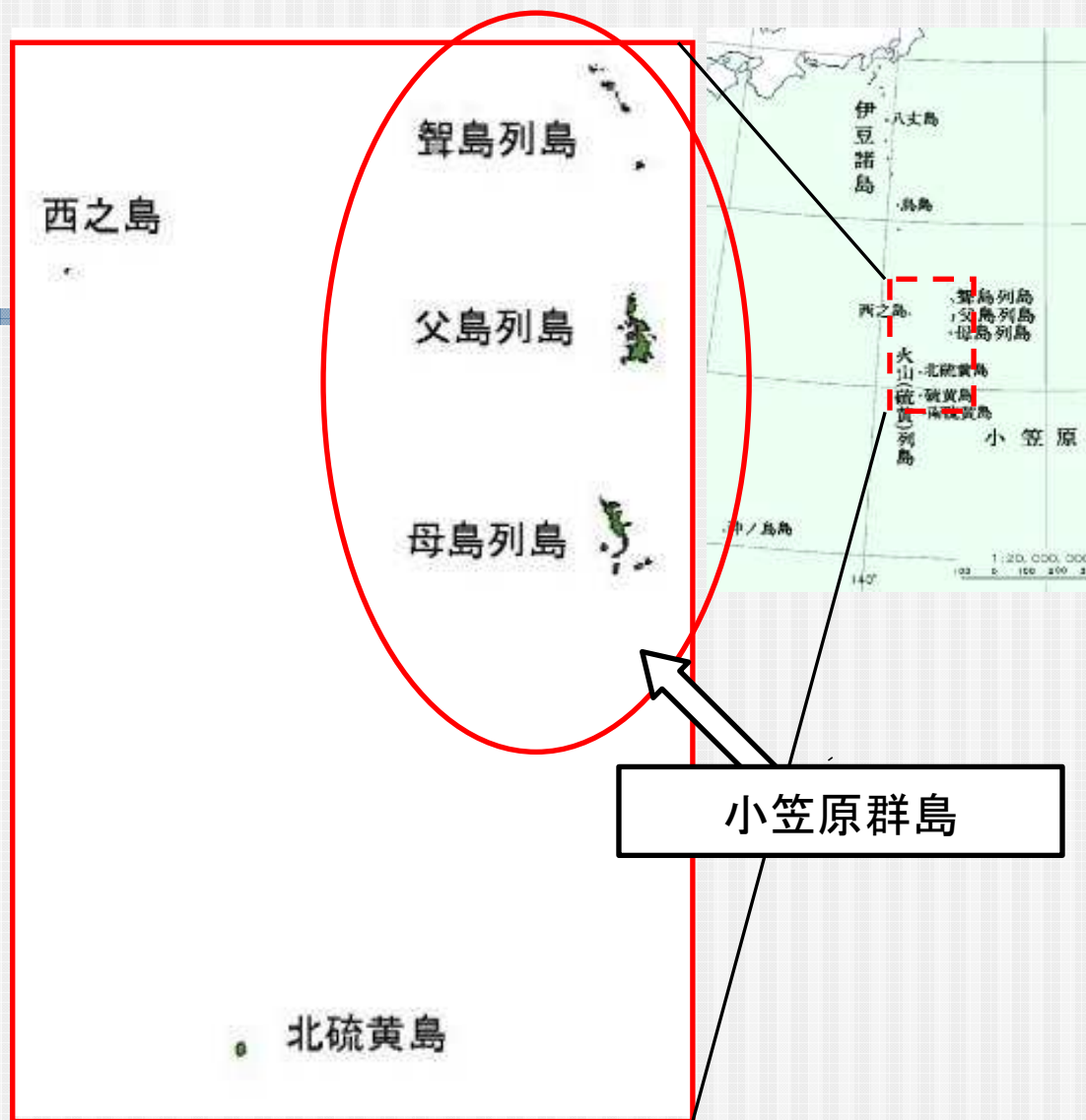
5月末 IUCNが評価報告書をユネスコ世界遺産センターへ提出



7月 第29回世界遺産委員会(南アフリカ(ダーバン))
→ 知床が世界自然遺産として登録

小笠原諸島

- 位置 東京都小笠原村
- 東京から南に1000km
亜熱帯の島々
- アクセスは船(6日に1便)のみで東京から25時間30分
- 面積 6,629 ha
- 区域
聳島列島、父島列島、母島列島からなる小笠原群島、北硫黄島及び西之島から構成される。



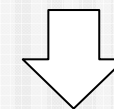
※ 南硫黄島は原生自然環境保全地域

小笠原諸島 世界自然遺産のクライテリア

(vii) 景観

…最上級の自然現象、類い希な自然美

小笠原は



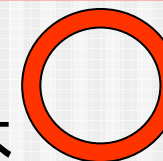
(viii) 地形・地質

…地球の歴史の主要な段階の顕著な見本



(ix) 生態系

…進行中の生態・生物学的過程の顕著な見本



(x) 生物多様性

…生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含



上記4つのうち、1つ以上に該当すれば自然遺産として認められる。

小笠原諸島 世界自然遺産推薦への「宿題」

○保護担保措置の充実

(国内法による保護担保が必要)

→国立公園の拡充、森林生態系保護地域の拡大)

○外来種対策

○ 固有希少動植物保全

○ 自然の再生

○ 利用の適正化とエコツーリズム推進

「顕著で普遍的な
価値」の保全に必要

小笠原遺産登録に関する手続き

事前準備段階

地元関係機関の連絡・調整
価値証明の検討
暫定リストの作成

2007H19年1月 暫定リストの提出

3年間で準備

保護担保措置の充実
外来種対策
管理計画の策定
推薦書の作成

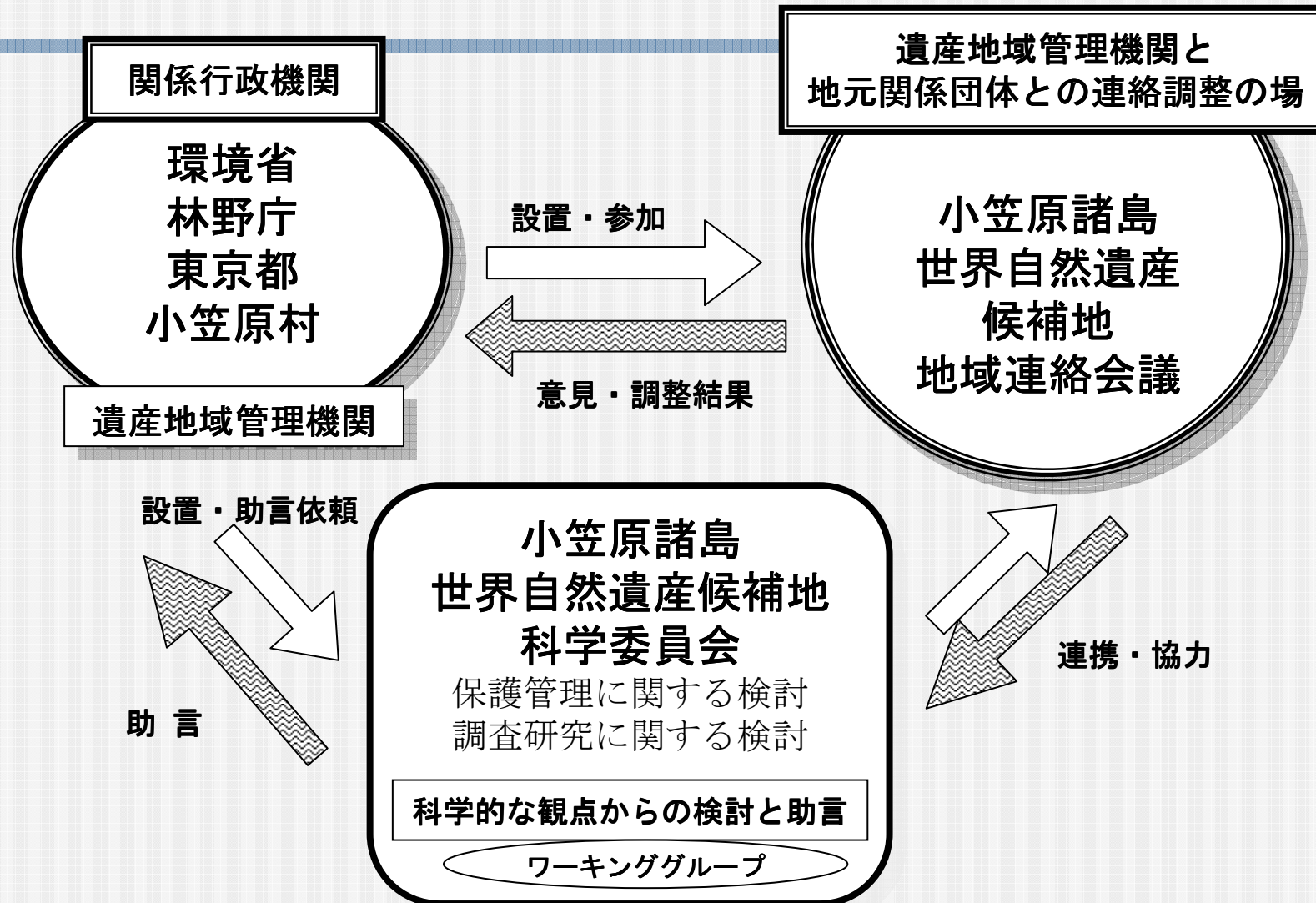
2010H22年1月 推薦書の提出

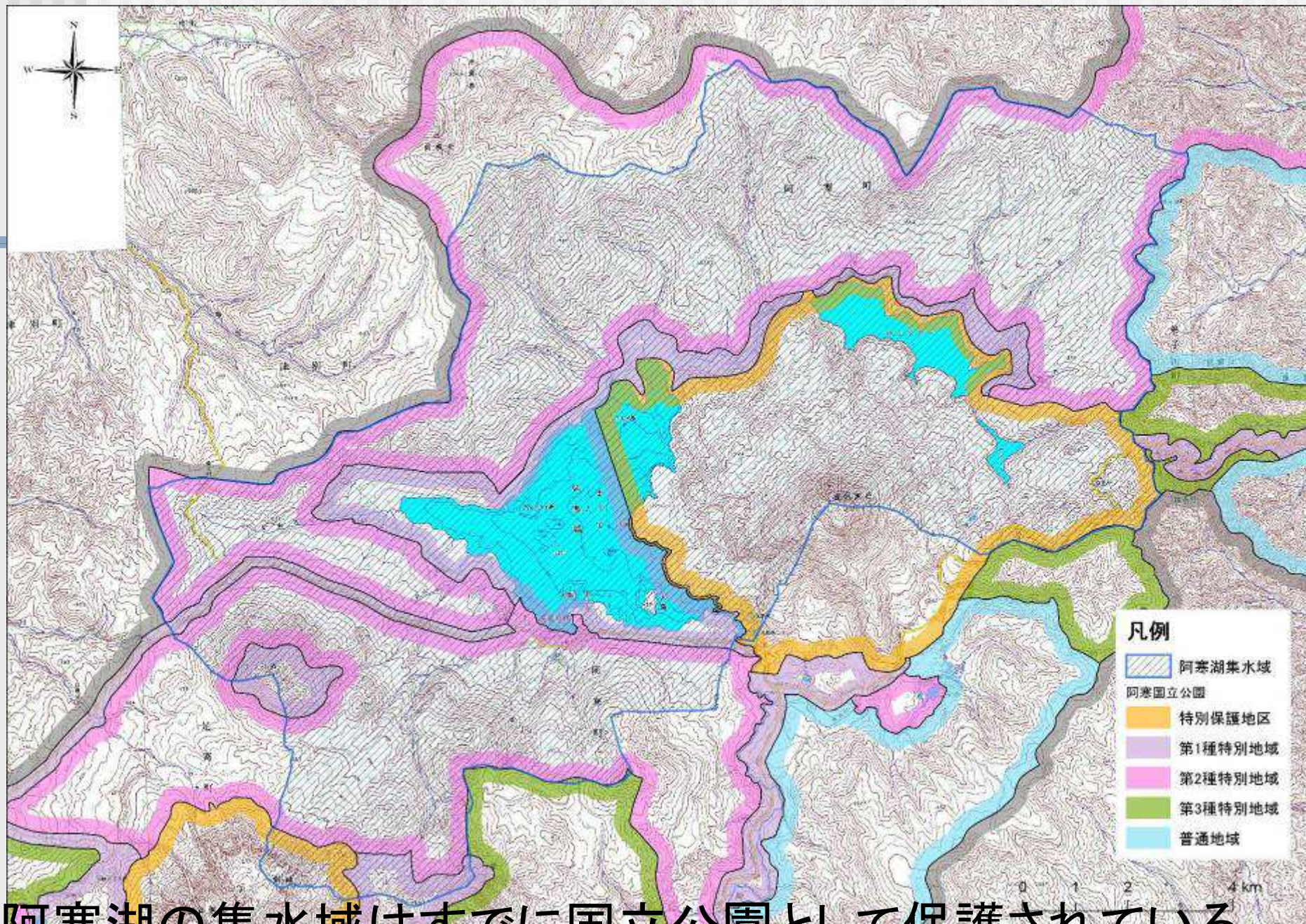
2010H22年7月 IUCNによる評価

国際自然保護連合(IUCN)専門
家による現地視察

世界遺産委員会による審査、
2011H23年6月 登録の可否決定

各機関の役割と組織づくり





阿寒湖の集水域はすでに国立公園として保護されている

釧路自然環境事務所 管内図



阿寒湖は小さい

地熱開発と保護地域の関わりに関するIUCNの見解

- 2001のアンマンでのWorld Conservation Congressで「IUCN保護地域カテゴリー I ~ IVにおける鉱物資源の採鉱・採取を全面禁止。V ~ VIにおいては事業の特徴及び程度が保護地域の目的に反しない場合のみ許容」との勧告が採択されている。
- ここで言う「鉱物資源の採鉱・採取」に地熱の採取が含まれるかどうかは明確ではないが、先般、バンコクで開催されたWCPA-JのAsia Region Steering Committee Meetingにおけるインタビューの結果、いずれのメンバーからも「地熱開発を含む」という判断が示された。
- したがって、地熱発電と世界遺産の両立は難しい。

阿寒湖登録の可能性

- 新聞には「遺産としての価値がある」、「クワイテリア地形地質、景観、生態系に該当する」等の楽観論がはびこっているが、無責任な話。
- 景観や地形地質では無理。生態系では可能性があるかもしれない。IUCNのハードルは高い。
- 知床や小笠原に比較して、価値が乏しいことは間違いない。ただし、マリモを中心にストーリーが書けるのは強み。
- 保護担保も最低限かかっており、完全性を証明するのは楽。新たな規制はそれほどいらぬ。

今、取り組むべきこと

■現在の科学的知見を基にしたアピール

第2次「世界自然遺産候補地に関する検討会」にむけて
(政治的「陳情」の意味は無いが、科学的観点からの
アピールには意味がある。)

■科学的知見の蓄積

1) マリモに関すること → 若菜さん

2) 阿寒湖の自然に関すること

湖水生態系と集水域の森林生態系について、整理するこ
とが急務。(全くできていない。)

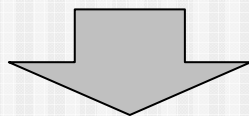
南アルプスでは、
地元市町村を中心とした協議会
において、
遺産としての価値について、
検討している。

地元が今後取り組むべきこと

- 釧路市しか出来ないことがあるはず。
（例：小笠原では「廃棄物対策」や「条例制定」）
- まちづくりの立場からの取り組み
下水道や道路管理、など
- 地域づくりの面からの取り組み
釧路湿原や釧路市域・道東域全体の保全
- 市民レベルでの保護活動の育成
- 利用、観光の観点からの取り組み

世界遺産とは？

- 世界遺産は推薦や登録が目的ではない。
- 各地域の価値を人類全体の遺産として将来にわたり保全していくことが目的。



行政や住民が一体となって、
その地域を知り、保全していくことが大切！